

物品調達における電子入札導入事業者説明会(H24.3.12・13開催)アンケートによる質疑および回答

質 問	回 答
入札参加に至るまでの手続の手順を知りたい。 何から開始すればよいのか	契約監理課ホームページの「物品調達における電子入札について」の2「事前準備について」を御確認ください。(かがわ電子入札システムへのリンクを置いています。)
利用者登録の手続の流れが分からない	不明な点はヘルプデスクへお問い合わせください。
「電子証明書」の取得方法について(ICカード・カードリーダーはどこから、どのように購入すればいいのか)	契約監理課ホームページの「物品調達における電子入札について」の2「事前準備について」中、「かがわ電子入札システム利用方法1」をクリックしてください。かがわ電子入札システム掲載の利用方法につながります。下にスクロールしていただきますと、電子証明書の購入先(認証局)が表示されていますので、表を参考に購入先を御自由にお選びください。各認証局の電子証明書の有効期間等のサービスの内容については、各認証局に御確認ください。
PC環境が分からない	ヘルプデスクへお問い合わせください。
ICカードおよびリーダーは他県で使用のものでも大丈夫か	ヘルプデスクへお問い合わせください。
利用者登録を行っているかどうかの確認はどこでできるのか	ヘルプデスクへお問い合わせください。
JAVAのバージョンについて、全てのバージョンに対応することはできるのか	全てのバージョンに対応することはできません。対応するJAVAのバージョンについては、かがわ電子入札ホームページやヘルプデスクで御確認ください。
香川県の電子入札と高松市の電子入札の異なる点が分からない	電子入札システムの操作については、香川県と高松市の案件で違いはありません。 ただし、スケジュールや、利用者登録をしていない業者の紙入札方式併用等、運用の部分で違いがあります。高松市の運用については、このホームページに掲載の「高松市電子入札(物品等)運用基準」、「高松市物品等入札参加心得(電子入札案件用)」およびマニュアルを御確認ください。
80万円以下の案件はどうなるのか (紙入札か、電子入札か。電子証明書や利用者登録等は必要か)	平成25年度以降、「予定価格80万円以下」の案件についても段階的に電子入札の対象とする予定としております。 ただし、平成24年度における電子入札案件への電子入札での参加状況等を考慮し、電子入札の対象としないかを決定します。 なお、電子入札案件となっても、経過措置として、当分の間、電子入札の利用者登録を行っていない業者は「紙入札」での参加が可能です。電子入札案件が無い場合や、電子入札案件であっても、この経過措置を利用して「紙入札」を行おうとする場合は、電子証明書の取得や電子入札の利用者登録は不要です。
指名通知の方法はどうなるのか。	電子入札案件についての指名通知は、利用者登録により登録されたメールアドレスに通知します。(利用者登録を行っていない業者に対してはファクシミリにより通知します。)

<p>全ての物品に参加できるのか。</p>	
<p>現在の「市内業者優先」の考えは、電子入札案件の指名においても同様か。</p>	<p>業者の指名は、電子入札案件であるか否かに関わらず、従来と同様、物品の種類に応じ、登録された業種・種目により行います。 また、「市内業者優先」の原則も従来どおりです。</p>
<p>高松市において、これまで我が社の取扱商品で、「80万円を超える案件(=入札)」は無かったが、それでも電子入札の準備は必要か。</p>	<p>平成24年度においては、「80万円以下」の案件については電子入札は行いません。 平成24年度間(業種により対象となる時期が異なります。)に「80万円を超える案件」があった場合は電子入札案件となりますが、電子入札案件であっても、当分の間は、経過措置として、電子入札の利用者登録を行っていない業者は「紙入札」での参加が可能です。電子入札案件が無い場合や、電子入札案件であっても、この経過措置を利用して「紙入札」を行おうとする場合は、電子入札の準備(電子証明書の取得・利用者登録等)は不要です。</p>
<p>認証代、カードリーダー機器代は必ず必要か ICカードのカードリーダーは購入しないといけないのか</p>	<p>電子入札を行うためには、必要です。(電子証明書がICカードである場合は、ICカードリーダーも必要です。) ただし、高松市の電子入札案件については、段階的に拡大することを予定しており、全ての案件が電子入札となる訳ではありません。また、当分の間は、経過措置として、電子入札案件であっても、電子入札の利用者登録を行っていない業者は「紙入札」での参加が可能です。電子入札案件が無い場合や、電子入札案件であっても、この経過措置を利用して「紙入札」を行おうとする場合は、電子入札の利用者登録は不要です。そのため、電子証明書(ICカード等)やICカードのカードリーダー等は必要ありません。</p>
<p>電子入札の準備ができない業者は参加できないのか</p>	<p>電子入札案件でない案件については、従来どおり参加できます。 また、当分の間は、経過措置として、電子入札案件であっても、電子入札の利用者登録を行っていない業者は「紙入札」での参加が可能ですので、「紙入札」方式により参加することができます。</p>
<p>全ての画面を印刷して残しておく必要があるのか</p>	<p>システム上の処理を進めていくという観点からは、必ずしも「印刷」の必要はありませんが、(次の処理に進むために「印刷」が必須である場合もあります。)何かトラブルが起こった場合、後からどのような処理を行ったか、どこまでの処理が行われていたか等の確認のため、「印刷」を行っておくことをお勧めします。</p>
<p>入札参加資格審査申請についても、電子入札システムを利用しなければならないのか</p>	<p>3年に1回の入札参加資格審査申請(更新手続き)については、次の更新手続きの時点(平成25年12月頃に案内(予定))で電子入札システム出力の「入札参加資格審査申請書」によらなければならないか、別途作成(エクセル)による「入札参加資格審査申請書」での提出を可とするかをお知らせします。</p>
<p>入札参加資格審査申請については、今後電子入札システムのみで完結するようになるか</p>	<p>なお、申請には、印鑑登録証、納税証明書等の添付が必要なため、電子入札システム上の提出で完結することにはなりません。</p>
<p>模擬入札は、今回、参加したほうがいいのか</p>	<p>模擬入札への参加に当たっても、実際の案件への参加と同様の設定が必要であるため、電子証明書の取得等が必要で、これに要する費用も必要となります。 模擬入札は平成25年度以降においても行う予定ですので、平成24年度間に電子入札での参加を行わない場合は、特段、今回の模擬入札に参加する必要はありません。</p>